

奈良県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

宇陀市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業宇陀市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十一年三月十六日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百五十号、昭和五十六年三月奈良県告示第八百三十五号、昭和六十年二月奈良県告示第七十二号、平成二年九月奈良県告示第三百五号、平成三年一月奈良県告示第五百四十六号、平成七年九月奈良県告示第二百六十七号、平成十二年七月奈良県告示第八十四号及び平成十四年五月奈良県告示第九十八号の事業地のうち榛原福地字ドブ、字檜谷、字追付板、字観音講田、字地藏の元、字寺田、字地芸田、字石ワキ、字横大道、字西ヶ峯、字大畑、字ドガ西及び字椋下並びに大字山辺三字ウルシノ木、字クルミタ及び字ヅカアナノモト並びに大字額井字屋敷廻り、字家ノ軒、字井戸ノ本、字田シリ、字向井テンマ及び字テンマ並びに大字長峯字シヨウガ谷、字二反田、字シコ山、字シコ谷、字フロ谷、字ヲイトウ、字ヲシカ山、字倉垣内及び字山ソエ並びに大字萩原字元萩原小字桜田、小字精進田、字元玉小西小字天の森、小字カンシヨウ及び小字西高田を削る。

(二) 使用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百五十号、昭和五十六年三月奈良県告示第八百五十五号、昭和六十年一月奈良県告示第六百一十一号、昭和六十年二月奈良県告示第七百七十二号、昭和六十一年十一月奈良県告示第四百七十四号、平成元年七月奈良県

告示第九十四号、平成二年九月奈良県告示第三百五号、平成三年一月奈良県告示第五百四十六号、平成三年九月奈良県告示第二百六十号、平成六年七月奈良県告示第七十六号、平成七年九月奈良県告示第二百六十七号、平成九年四月奈良県告示第四号、平成九年十二月奈良県告示第四百六十六号、平成十年一月奈良県告示第五百二十四号、平成十二年一月奈良県告示第五百号、平成十二年七月奈良県告示第八十四号、平成十三年二月奈良県告示第四百八十五号、平成十四年三月奈良県告示第五百七十九号、平成十四年五月奈良県告示第九十八号、平成十五年一月奈良県告示第四百八十九号、平成十九年三月奈良県告示第五百九十二号、平成二十四年三月奈良県告示第五百三十九号及び平成二十八年三月奈良県告示第四百九十九号の事業地のうち宇陀市榛原（萩原字元玉小西小字八重切、小字高田及び小字西高田）地内において事業地を変更する。